

兵庫県特定外来生物対策本部 東播磨地域部会 設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県特定外来生物対策本部設置要綱第6条に基づき、東播磨地域において特定外来生物による生態系、農林水産業等に係る被害防止対策を推進するため、兵庫県特定外来生物対策本部東播磨地域部会（以下「地域部会」という。）を設置する。

(対象とする特定外来生物)

第2条 地域部会で取り扱う特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）は地域部会で指定する。

(所掌事務)

第3条 地域部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東播磨地域における特定外来生物の発生状況の監視
- (2) 東播磨地域における特定外来生物対策の決定
- (3) 東播磨地域における特定外来生物対策の実施
- (4) 東播磨地域における特定外来生物に係る普及啓発の実施
- (5) その他東播磨地域における特定外来生物対策に必要な事項

(構成)

第4条 地域部会に部会長、副部会長及び部会員を置き、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 地域部会に必要な応じてアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。
- 3 地域部会に必要な応じて第3条の事務に係る実務を担う対策チームを置くことができる。
- 4 アドバイザー、オブザーバー及び対策チームの構成は別に定める。

(会議)

第5条 部会長は地域部会を総括し、必要な応じて地域部会の会議を招集する。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部会員が地域部会の会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 4 地域部会の会議に必要な応じて関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 地域部会の庶務は東播磨県民局総務企画室が行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 16 日から施行する。

別表（第 3 条関係：兵庫県特定外来生物対策本部東播磨地域部会の構成）

部会長	東播磨県民局長
副部会長	東播磨県民局副局長
部会員	東播磨県民局 総務企画室長 県民躍動室長 県民躍動室 環境参事 加古川農林水産振興事務所長 加古川農業改良普及センター所長 加古川土木事務所長 加古川土木事務所 明石街づくり対策室長 北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所長 環境部 自然鳥獣共生課長